

公安委員会	警察法の一部を改正する法律案	令和4年1月20日
説明資料No. 1	について	長官官房

1 概要

(1) 国家公安委員会及び警察庁の所掌事務の追加

国家公安委員会及び警察庁の所掌事務に、重大サイバー事案に係る犯罪の捜査その他の重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する事務等を追加するとともに、関東管区警察局に、全国を管轄区域として、当該事務を分掌させる（第5条第4項及び第30条の2）。

(2) 広域組織犯罪等に対処するための措置に関する規定の整備

重大サイバー事案に対処するための警察の活動を行う場合における広域組織犯罪等に対処するための措置に関する規定を整備する（第61条の3）。

(3) 警察庁の組織の改正

警察庁の組織について、サイバー警察局を設置し、その所掌事務としてサイバー事案に関する警察に関する事務等を定めるとともに、情報通信局を廃止し、長官官房の所掌事務に警察通信に関する事務等を追加する（第19条、第21条及び第25条）。

(4) その他

重大サイバー事案に対処するための警察の活動について国家公安委員会に対する苦情の申出に関する規定を追加する等所要の規定を整備する（第79条等）。

2 施行期日

令和4年4月1日

1 趣旨

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）等を改正するもの。

2 改正の概要

(1) 「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則」の一部改正関係

- クロスボウが発射する矢の運動エネルギーの値の「測定の方法」について、矢の速さ及び質量の測定値に基づき算出することとし、規制の対象となるクロスボウの威力の下限值である「人の生命に危険を及ぼし得る矢の運動エネルギーの値」について、6.0ジュールとする。
- 「クロスボウ射撃指導員の基準」について、クロスボウに関する法令を遵守し、相当な人格識見を有する者であること、所持の許可を受けてクロスボウを2年以上継続して所持している者であること等とする。
- その他所要の規定を整備する。

(2) 「猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則」等の一部改正関係

ア 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第11号）において、クロスボウの取扱いに関する講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定の基準等を定める。

イ 警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号）において、警察官の武器使用について定めた警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第7条に規定する「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁こにあたる兇悪な罪」の例示にクロスボウを違法に所持して携帯するものを追加し、また、同規範等において「けん銃」を「拳銃」に改めるなど所要の改正を行う。

(3) 「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則」関係

改正法において罰則の規定振りを改めたことに伴い、暴力的不法行為等として当該罰則規定を引用する国家公安委員会規則について、技術的修正を行う。

3 意見公募手続の実施結果

令和3年11月19日から同年12月18日までの間、2(1)及び(2)アについて意見公募手続を実施した結果、5件の意見が寄せられた。

4 施行期日

令和4年3月15日

公安委員会	「銃砲刀剣類所持等取締法施行令の	令和4年1月20日
説明資料No. 3	一部を改正する政令案」等について	生活安全局
<p>1 趣旨</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）における一部の手続において必要とされている推薦の事務の効率化を図るため、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「令」という。）及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。）を改正するもの。</p> <p>2 改正の概要</p> <p>法における以下の手続については、申請者がその住所地の所在する都道府県における「日本スポーツ協会の加盟地方団体」から、射撃競技に参加する選手又は候補者として適当な者等であるとの推薦を受けることが必要とされているところ、この推薦主体を「日本スポーツ協会の加盟地方団体」から「日本スポーツ協会」に改める。</p> <p>① 18歳以上20歳未満の者が猟銃の所持の許可を受けようとする場合 （法第5条の2第2項第1号及び令第11条第2項）</p> <p>② 現に猟銃を所持している射撃競技選手が、技能講習を修了することなく、同種類の猟銃の所持の許可又は更新を受けようとする場合 （法第5条の2第3項第1号、第7条の3第2項及び令第13条第2項）</p> <p>③ 10歳以上18歳未満の者が空気銃（空気拳銃を除く。）を所持するため、年少射撃資格の認定を受けようとする場合 （法第9条の13第1項及び令第28条第2項第1号）</p> <p>④ 21歳以上25歳未満の者が猟銃等射撃指導員の指定を受けようとする場合 （法第9条の3第1項及び規則第42条第1項第1号）</p> <p>3 意見公募手続の実施結果</p> <p>令和3年11月12日から同年12月11日までの間、本政令案等について意見公募手続を実施した結果、意見はなかった。</p> <p>4 施行期日</p> <p>令和4年4月1日</p>		

<p>公安委員会 説明資料No. 4</p>	<p>「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案」に対する意見の募集について</p>	<p>令和4年1月20日 刑事局 生活安全局 交通局</p>
<p>1 改正の対象となる国家公安委員会規則（根拠法）</p> <p>(1) 警備業の要件に関する規則（警備業法） (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律） (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律） (4) 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（銃砲刀剣類所持等取締法） (5) 古物営業法施行規則（古物営業法） (6) 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律） (7) 確認事務の委託の手続等に関する規則（道路交通法）</p> <p>(1)、(2)及び(4)から(7)までにおいては、「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」を定め、各法律において同行為を行うおそれのある者であることを認定、許可又は登録の欠格事由としている。また、(3)においては、「暴力的不法行為等」を定め、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律において、同行為に掲げる罪に係る犯罪経歴の保有者が一定以上の割合を占めることを指定暴力団の指定要件の一つとするなどしている。</p> <p>2 改正の内容</p> <p>海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和3年法律第43号）第8条の規定による改正後の船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第112条第1号（無料の船員職業紹介事業の無許可営業）及び第112条第2号（第34条第1項に係る部分）（偽りその他不正の行為による無料の船員職業紹介事業の許可の取得）に規定する罪に当たる行為を、上記「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」及び「暴力的不法行為等」に追加するほか、所要の改正を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和4年4月1日（金）</p> <p>4 意見提出期間</p> <p>令和4年1月24日（月）から令和4年2月22日（火）まで</p>		